

News Release

平成 27 年 7 月 31 日
N I T E (ナイト)
独立行政法人製品評価技術基盤機構

化学物質総合情報提供システム (CHRIP) のデータを更新します

N I T E (ナイト) [独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長：辰巳 敬、本所：東京都渋谷区西原] は、平成 27 年 7 月 31 日 (金) に、化学物質に関する国内外の法規制、有害性やリスク評価等に関する情報を提供しているデータベース「化学物質総合情報提供システム (C H R I P)」(通称：クリップ) のデータを更新します。

1. 主な更新内容は以下のとおりです。

- 政令改正や公示等による対象物質の追加等
化審法¹

白物質：2015 年 7 月 30 日公示分に基づき、185 物質を追加しました。

毒物及び劇物取締法

2015 年 6 月 19 日公示分に基づき、3 物質を追加し、政令名称を 3 件変更しました。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

2015 年 7 月 9 日公示分に基づき、政令名称「アゾ化合物」の対象家庭用品を修正しました。

REACH

高懸念物質 (SVHC)：2015 年 6 月 15 日公表分を反映し、Candidate List に 2 物質を追加しました。

米国有害物質規制法 (TSCA)

・既存化学物質名簿：2015 年 4 月 13 日発行分を反映し、67 物質を追加しました。

・重要新規利用規則 (SNUR)²：2015 年 7 月 7 日発効分までを反映し、18 規則を追加しました。

2. 更新内容の詳細は以下をご覧ください。

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/osirase.html>

1 化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年 10 月 16 日法律第 117 号）

2 重要新規利用規則 (SNUR)：SNUR は、「Significant New Use Rule」の略。新規化学物質の規制において、申請者に対する同意指令 (Consent Order) に加え、申請者以外の者にも同様の規制を行うために、TSCA 第 5 条 (a) 項 (2) 号に基づき公布される規則。

お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構

化学物質管理センター所長 木井 保夫

情報業務課 担当者 木幡、小原

電話：03 - 3481 - 1999

FAX：03 - 3481 - 2900